

下級裁判所裁判官指名諮問委員会（第51回）議事要旨

（下級裁判所裁判官指名諮問委員会庶務）

1 日時

平成23年12月20日（火）13：25～15：45

2 場所

最高裁判所中会議室

3 出席者

（委員）出田孝一，伊藤眞，岩井重一，大橋寛明，奥田昌道（委員長），夏樹静子，林眞琴，平木典子，明賀英樹（敬称略）

（庶務）戸倉総務局長，菅野審議官，小野寺総務局第一課長

（説明者）安浪人事局長，徳岡人事局任用課長

4 議題

（1）協議

- ・ 平成24年1月の新任判事補候補者について
- ・ 平成24年1月の出向からの復帰候補者について
- ・ その他

（2）次回の予定等について

5 議事

（1）協議

庶務から，前回の委員会以後の経過として，平成24年上半期の判事補から判事への任命候補者，判事の再任候補者及び平成24年4月期の弁護士任官候補者についての答申を最高裁判所に報告したこと並びに平成23年下半期の判事の再任候補者のうち再任予定日が1月の者及び平成24年4月期の弁護士任官候補者についての最高裁判所における審議結果が報告された。

また、最高裁判所から、平成24年1月の新任判事補候補者及び平成24年1月の出向からの復帰候補者について、それぞれ指名の適否について諮問を受けたことが報告された。

- ・ 平成24年1月の新任判事補候補者について

庶務から、12月16日午後1時25分から作業部会を開催したことが説明された。

作業部会長である伊藤委員から、作業部会の検討結果について報告された。作業部会の検討結果を踏まえて、指名候補者102人について判事補に任命されるべき者として指名することの適否について審議された結果、98人については指名することが適当であると、4人については指名することは適当でないと最高裁判所に答申することとされた。

- ・ 平成24年1月の出向からの復帰候補者について

裁判官から出向している指名候補者2人について、候補者の略歴、出向先から得た候補者の執務状況等に基づき、判事に任命されるべき者として指名することの適否について審議され、審議の結果、いずれも指名することが適当であると最高裁判所に答申することとされた。

- ・ その他

庶務から、平成23年12月2日の委員会において、判事に任命されるべき者として指名することが適当であると答申された者に関し、弁護士から弁護士会経由で地域委員会に対して同年12月13日付けで情報提供があったこと、この情報は地域委員会から本委員会に対して送付されたこと、弁護士会は、弁護士会宛の情報を地域委員会に対して10月28日付けで送付したが、この情報はその後提出されたものであると述べていること、他方、この情報は同年10月17日付けの情報であることから、この情報の提出の経緯について地域委員会で更に調査をする予定であると聞いていることが報告された。委員長から、提出期限を過ぎて提出された情報の取り扱いについて、今後の委員会の運営のためにどの範囲の情報を委員会で取り上げるか検討する必要があると問題

提起されたところ、委員から、原則として答申後に提出された情報により答申を変更すべきでないとの意見、提出期限を過ぎて提出されたことに止むを得ない理由があって有益な情報である場合以外は答申を変更すべきでないとの意見、手続としては提出期限を過ぎて提出された情報である以上、委員会の職権によりその情報を見る必要があるか否かの判断の問題であるとの意見が述べられた。

審議の結果、いずれにしても本件については、この情報の内容等に照らし、既になされた答申について再検討する必要はないことが確認された。

(2) 次回の予定等について

・ 平成24年6月以降の委員会開催予定について

庶務から、「平成24年6月以降の委員会の日時について」及び「指名諮問委員会のスケジュール案（平成24年度）」に基づき、今後の審議スケジュールが提案され、了承された。

・ 次回の予定について

次回の委員会は、平成24年2月20日（月）午後1時30分から開催され、平成24年下半期の再任（判事任命）候補者等について審議することとなった。

以上